

評議員会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人小田急財団（以下「この法人」という。）の定款に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員会の招集の手続等

(招集の手続)

第2条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時および場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
- (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第180条第2項（評議員による招集の請求）の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

第3条 評議員会を招集するには、前条第2項の場合を除き、理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の通知には、第2条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(招集手続の省略)

第4条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第3章 評議員会の議事

(評議員会の決議事項)

第5条 評議員会は、一般社団・財団法人法ならびに定款に定める次の事項を決議する。

- (1) 役員、評議員の選任および解任
- (2) 評議員の報酬等の支給の基準および役員の報酬等の額またはその支給の基準

- (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分または除外の承認
 - (7) 合併、事業の全部または一部の譲渡または公益目的事業の全部の廃止
 - (8) 評議員会に提出・提供された資料を調査する者の選任
 - (9) 評議員の請求によりまたは評議員により招集された評議員会においては、業務および財産の状況を調査する者の選任
 - (10) 評議員会の延期または続行
 - (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項および定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載または記録された事項以外の事項については、決議することはできない。
- ただし、前項(8)、(9)および(10)に係る事項については、この限りではない。

（議長）

第6条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中から選出する。

（定足数）

第7条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、評議員会の開催に際し、出席者数を確認しなければならない。

（決議の省略）

第8条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第9条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議題の付議の宣言）

第10条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告または説明)

第11条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事および監事または当該議題に係る議案の提案者に対しその議題または当該議題に係る議案に関する事項の報告または説明をさせることができる。この場合理事または監事または当該議題に係る議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に報告または説明をさせることができる。

2 評議員が理事または監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事または監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該評議員会の目的である事項に関しないものである場合、またはその説明をすることによりこの法人その他の者の権利を侵害することとなる場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。

3 一般社団・財団法人法第180条(評議員による招集の請求)の規定により評議員から招集の請求があった場合、同法第184条(評議員提案権)の規定により提案があった場合、同法第185条(評議員提案権)の規定により議案の提出があった場合、または第191条(評議員会に提出された資料等の調査)に係る議案の提出があった場合は、議長はその評議員に議題または議案の説明を求めなければならない、また必要があるときは理事または監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議題の審議)

第12条 議題について発言するとき、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(採決)

第13条 議長は、議題について質疑および討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採択することができる。

2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採択することができる。

3 議長は、議案原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採択することができる。

5 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

6 議長は、採決に先立って、議題、議案および自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(採決結果の宣言)

第14条 議長は、採決が終了した場合には、その結果ならびにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、書面または電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議長および出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印するものとする。

(議事録の配布)

第16条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写しおよび資料を配布し、もしくは電磁的記録をもって議事の経過およびその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 雑則

(改 廃)

第17条 この本規則の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規則は、平成25年6月11日から施行する。